寄居町地域経済活性化事業補助金交付要綱

 （趣旨）

1. 本要綱は、寄居町中小企業・小規模企業振興条例制定に伴い、寄居町内で実

施する地域経済の活性化（販売促進、にぎわいの創出、新商品開発）等、新たな

取組みに要する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関

し、必要な事項を定めるものとする。

 （補助対象事業）

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、寄居町

内で実施する地域経済の活性化（販売促進、にぎわいの創出、新商品開発）等、

新たな取組みに対し、商工会の事業認定を受けた事業とする。

２ 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としな

い。

1. 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
2. 公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
3. その他、商工会長が適当でないと認める事業

 （補助対象者）

第３条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、寄居町商工会員、商工会関係団体とする。

２ 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する個人、法人、団体は、補助対

象者としない。

1. 本補助金とは別の補助金に関して、寄居町から交付決定を受けている者
2. 同一年度内において、同一事業で既にこの告示による補助金の交付決定を受けている者

 （補助対象経費及び補助金の額）

第４条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。補助金の額は、補助対象経費の合計額2分の1を補助し、単独枠は１事業者につき10万円、連携枠は1枠につき30万円を限度とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

1. 機械装置等費
2. 広報費
3. ウェブサイト関連費
4. 展示会等出展費（展示会・商談会等を含む）
5. 新商品開発費
6. 委託・外注費

２ 上記以外の使途については、書面審査にて判断を行うが、次の経費については対

象外とする。

(1)事業開催に伴う会議及び直会、反省会に係る費用

(2)代表者及び事業に関わる店舗、事業所等の関係者への人件費、お礼、寸志

(3)有料で提供する商品、飲み物、食べ物

(4)宗教関係の支出

(5)備品購入費

(6)食糧費全般

(7)別の補助金、助成金等の交付を受ける経費

(8)その他、商工会長が適当でないと認める経費

（補助金の交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業の着手前に、申請書（様式第１号）を商工会に提出するものとする。

 （補助金の交付決定）

第６条 商工会は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、寄居町地域経済活性化事業補助金交付決定・却下通知書（様式第２号）により、通知するものとする。

 （変更の申請）

第７条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、寄居町地域経済活性化事業変更申請書（様式第３号）を商工会に提出するものとする。

1. 補助対象経費の増減により、補助金の交付決定金額に変更が生じるとき。
2. 補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容を変更するとき。
3. 前２号に掲げるもののほか、補助金の交付決定を受けた内容に著しい変更があるとき。

２ 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

 （中止の届出）

第８条 補助決定者は、交付決定事業を中止しようとするときは、あらかじめ寄居町地域経済活性化事業中止届出書（様式第４号）を商工会に提出しなければならない。

 （実績報告）

第９条 補助決定者は、交付決定事業が完了したとき（事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、完了した日から起算して３０日を経過する日又は補助金の交付決定のあった年度の３月２７日のいずれか早い日までに、寄居町地域経済活性化事業実績報告書（様式第５号）を商工会に提出しなければならない。

 （補助金の額の確定）

第１０条 商工会は、補助決定者から前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る事業の効果が補助金の交付の決定の内容と適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、寄居町地域経済活性化事業補助金確定通知書（様式第６号）により、補助決定者に通知するものとする。

 （補助金の交付時期）

第１１条 商工会は、前条の規定により確定した補助金の額を、交付決定事業が完了

した後に交付するものとする。ただし、商工会長が補助金の交付の目的を達成する

ために必要があると認めたときは、交付決定事業の完了前に補助金の全部又は一部

を交付することができる。

２ 補助決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、寄居町

地域経済活性化事業補助金交付請求書（様式第７号）により、速やかに商工会長に

対し請求するものとする。

 （補助金の交付決定の取消し等）

第１２条 商工会は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部を返還させることができる。

 ⑴ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

1. 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
2. 既に交付した補助金の額が、交付確定額を超えるとき。
3. 前３号に掲げるもののほか、商工会長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

２ 商工会は、前項の規定により既に交付した補助金を返還させるときは、寄居町地

域経済活性化事業補助金返還通知書（様式第８号）により返還額等を定めて返還さ

せることができるものとする。

 （書類の整備等）

第１３条 補助決定者は、交付決定事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、保管しておかなければならない。

２ 前項の帳簿及び証拠書類の保管期間は、交付決定事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間とする。

 （その他）

第１４条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

 附 則

 この要綱は、令和６年５月２０日から施行する。